

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和6年 10月 30日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第2400111号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第2400041号

## 第1 結論

請求者のA社における平成6年11月1日から平成12年4月29日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年11月から平成10年10月までの標準報酬月額については、9万2,000円から59万円、同年11月から平成12年3月までの標準報酬月額については、9万2,000円から41万円とする。

平成6年11月から平成12年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年11月1日から平成12年4月29日まで

私は、昭和60年4月から平成12年4月までA社に勤務していたが、勤務形態や報酬等が大きくは変わっていないはずなのに、厚生年金保険の記録では、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の期間と比べて著しく低くなっている。所得税の確定申告書の控えでは、請求期間の前の期間と同等以上の社会保険料が控除されているので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年11月から平成10年10月までは59万円、同年11月から平成12年3月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成12年4月29日より後の同年6月8日付けで、当初の定時決定(平成7年10月1日、平成8年10月1日、平成9年10月1日、平成10年10月1日及び平成11年10月1日)及び随時改定(平成10年11月1日)の記録が取り消され、平成6年11月1日に遡って平成12年3月までの期間の標準報酬月額を9万2,000円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる上、同社の代表取締役及びその妻についても、請求者と同様に同年6月8日付けで遡って標準報酬月額を減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、A社において請求者と同様に減額訂正されている上記代表取締役及びその妻は既に亡

くなっているため照会することができないところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年4月29日当時に在籍していた経理（給与）事務担当の元従業員は、当時の同社について、最後は手形が落ちなかつたので、社会保険料を口座から引き落とせなかつたかもしれない旨陳述している。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間において、同社の取締役であったことが確認できるものの、上記経理（給与）事務担当の元従業員は、i) 請求者について、同社における担当業務は営業職で、社会保険に係る事務に関わっていなかつた、ii) 社会保険に関して、最終的に決定権があつたのは代表取締役だった旨回答及び陳述していることから、請求者は減額訂正処理に関与していなかつたものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成12年6月8日付けで行われた減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成6年11月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該減額訂正処理に係る有効な記録訂正があつたとは認められない。

したがつて、減額訂正処理の結果として記録されている請求期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成6年11月から平成10年10月までは59万円、同年11月から平成12年3月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、請求者は昭和61年分から平成10年分までに係る所得税の確定申告書（控）（写）を提出しているところ、平成10年分の所得税の確定申告書（控）（写）に記載されている社会保険料の額は、訂正前の標準報酬月額に基づく法定の健康保険料及び厚生年金保険料の総額に近似することができるところから、平成10年11月及び同年12月について、訂正前の標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料が請求者の給与から控除されていたことが推認できる。